令和４年７月４日

池田市子ども・健康部幼児保育課

令和４年度

池田市保育士等キャリアアップ研修事業に係る

公募型プロポーザル参加事業者募集要領

目次

[第１　事業の趣旨・目的 2](#_Toc107561359)

[第２　業務の内容 2](#_Toc107561360)

[第３　委託契約期間 2](#_Toc107561361)

[第４　提案限度額 2](#_Toc107561362)

[第５　事業者選定方法 2](#_Toc107561363)

[第６　スケジュール 2](#_Toc107561364)

[第７　プロポーザル参加者要件 3](#_Toc107561365)

[第８　応募手続き等 3](#_Toc107561366)

[第９　選定 4](#_Toc107561367)

[第１０　失格事由・無効事由 5](#_Toc107561368)

[第１１　契約の締結 5](#_Toc107561369)

[第１２　その他 6](#_Toc107561370)

[第１３　問い合わせ先及び各種書類の提出先 6](#_Toc107561371)

（別表）[保育士等キャリアアップ研修業務プロポーザル評価基準 7](#_Toc107561372)

令和４年度池田市保育士等キャリアアップ研修事業　募集要領

# 第１　事業の趣旨・目的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成２９年４月１日付け雇児保発０４０１第１号）に基づき、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図るため、令和４年度保育士等キャリアアップ研修を実施する。当該研修においては、保育現場において職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的として実施するものであり、当該研修の内容を把握し、また高い専門性及びノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、保育士等の資質の向上を図るための効果的な研修を実施するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集する。

# 第２　業務の内容

　令和４年度池田市保育士等キャリアアップ研修事業

# 第３　委託契約期間

　契約締結の日から令和５年３月３１日まで

# 第４　提案限度額

　６，３６８，０００円（消費税及び地方消費税込み）

# 第５　事業者選定方法

　公募型プロポーザル方式

提案書、見積金額、プレゼンテーション・ヒアリングを審査し、評価を行う。

# 第６　スケジュール

　本プロポーザルは、次の日程のとおり実施する。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。なお、受付時間等は閉庁日を除き、午前９時から午後５時までとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始 | 令和４年７月　４日（月） |
| 質問受付期間 | 令和４年７月　４日（月）　から  令和４年７月１１日（月）　まで |
| 参加意思表明書提出締切 | 令和４年７月　４日（月）　から  令和４年７月１５日（金）　まで |
| 企画提案書提出締切 | 令和４年７月　４日（月）　から  令和４年７月２９日（金）　まで |
| プレゼンテーション | 令和４年８月　５日（金） |
| 選定結果通知 | 令和４年８月　９日（火） |
| 委託契約締結 | 令和４年８月中旬頃 |

# 第７　プロポーザル参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、 本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人 その他団体（以下「法人等」という。） であって、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、契約候補者決定までの間に、同要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

### （１）日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。

### （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

### （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

### （４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものと認められる者でないこと。

### （５）特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

### （６）本業務を遂行するために必要とされる業務経験（平成２９年度以降に保育士等キャリアアップ研修を１回以上実施）を有し、本業務を確実に遂行することができること。

# 第８　応募手続き等

　本事業の提案に係る手続きは次のとおりとする。

## ① 募集要項等の配布

### （１）配布期間

令和４年７月４日（月）午前９時から令和４年７月２９日（金）午後５時まで

### （２）配布方法

本市ホームページに掲載

### （３）配布書類

関係様式一式

## ② 参加表明提出期間

本事業の提案に参加しようとする者は、参加意思表明書を次のとおり提出すること。

### （１）提出書類及び提出方法

次のア及びイに掲げる書類を末尾に記載する提出先へ持参又は郵送により提出すること。

#### ア　参加表明書（様式１）

#### イ　法人概要書（様式２）

### （２）提出期間

令和４年７月４日（月）午前９時から令和４年７月１５日（金）午後５時まで。

### （３）留意事項

郵送の場合は、令和４年７月１５日（金）必着とし、配達記録が残る方法を採ること。

## ③ 企画提案書等の作成に伴う質問と回答

企画提案書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

### （１）質問方法

質問書（様式３）により、末尾に記載する提出先の電子メールアドレス宛てに電子メールにて送付すること。メール件名は「保育士等キャリアアップ研修事業委託業務の質問書（事業者名）」とすること。

### （２）受付期間

令和４年７月４日（月）午前９時から令和４年７月１１日（月）午後５時まで。

### （３）回答

　　　令和４年７月１２日（火）午後５時までに本市ホームページ上で公表する。なお、公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しない。また、類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答するが、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しない。

## ④ 企画提案

参加者は、 企画提案書を次のとおり提出すること

### （１）提出書類及び提出方法

次のア～ウに掲げる書類を作成し、末尾に記載する提出先へ持参又は郵送により提出すること。

#### ア　企画提案書（様式４）

#### イ　研修年間計画（様式任意）

#### ウ　分野別研修計画書（様式５）

#### エ　キャリアアップ研修実施実績書（様式６）

#### オ　提案金額の見積書（様式７）

### （２）提出期間

令和４年７月４日（月）午前９時から令和４年７月２９日（金）午後５時まで。

### （３）提出部数

５部（原本１部、副本４部）

### （４）留意事項

郵送の場合は、令和４年７月２９日（金）必着とし、配達記録が残る方法を採ること。

# 第９　選定

有識者及び市職員で組織する選考委員会において、提出のあった企画提案書を基に提案者がプレゼンテーションを行い、選考委員会が最優秀企画提案者を選定する。市はその提案者と業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。

## ① 選定基準

審査は、参加資格を満たすものから提出された応募書類等を次に示す観点から、別表「保育士等キャリアアップ研修業務プロポーザル評価基準」により総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

## ② プレゼンテーション

　提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。

### ア　実施日時

令和４年８月５日（金）　※時間については、別途、通知する。

### イ　内容・方法

プレゼンテーションは、提案内容に関する説明を１０分で行い、プレゼンテーション終了後に質疑応答を１０分行う。

なお、事業者の参加は３名以内とし、提案書のみを使用して行うこと。

## ③ 選定方法

### （１）選定委員会において「（１）選定基準」の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位付けする。同点の場合は、選定委員ごとの評価点で順位付けし、１位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が５者であれば５点。）、２位以下には順に１点ずつ減じた点数を順位点として付与し、順位付けする。それでもなお同点の場合は、提案金額が少ない者を高い順位とする。

### （２）最も順位が高い者を最優秀提案者として決定する。

### （３）得点が１位であっても、得点が配点の総合計の６割に満たない場合、または審査項目の中で、著しく評価の低い項目がある場合等にあっては、選考委員会で協議し、選考しない場合がある。

### （４）選定にあたっては、法令等に違反する企画提案や市が行う事業として不適切な企画提案等は選考前に不採用とする。

## ④ 選定結果等

全ての参加者に結果を通知し、市ホームページで公表する。ただし、選定の経緯については公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

## ⑤ 参加辞退

提案者が応募等を辞退する場合は、速やかに提案事務局に電話連絡のうえ、辞退届（様式８）を持参又は郵送で提出すること。

なお、プレゼンテーション後の辞退は、原則として認めない。

# 第１０　失格事由・無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする場合がある。

### （１）選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

### （２）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

### （３）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

### （４）応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

### （５）評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

### （６）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

# 第１１　契約の締結

最優秀提案者として選定した者と本事業に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、点数が高い者から順に、当該契約の締結のための交渉を行う。

　契約保証金は、池田市財務規則（昭和３９年池田市規則第１９号）第９３条の規定により契約金額の１００分の５以上とする、ただし、同規則第９５条の規定に該当する場合は、全部又は一部を免除する場合がある。

# 第１２　その他

### （１）企画提案の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

### （２）提出された企画提案書は、返却しない。

### （３）提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。

### （４）期限後の提出、差し替え等は認めない。

# 第１３　問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒５６３－８６６６　池田市城南１－１－１

池田市　子ども・健康部幼児保育課

ＴＥＬ：０７２‐７５４－６２０８（直通）

ＦＡＸ：０７２－７５２－９７８５

メール：[hoiku@city.ikeda.osaka.jp](mailto:hoiku@city.ikeda.osaka.jp)

（別表）

# 保育士等キャリアアップ研修業務プロポーザル評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
| 業務実績 | 過去の実績等から、業務の実施・運営を行う受託能力があるか。 | １０点 |
| 業務実施体制 | 十分な体制(人員等）が確保されているか。  本業務実施にあたっては、本業務を着実に遂行し、円滑に運営することが見込まれるか。 | １０点 |
| 実施の具体性 | 研修日程、会場等は、 受講者の立場に配慮した内容となっているか。  研修実施までの事務の流れ及びスケジュールは適切か。 | １０点 |
| 個人情報の管理 | 個人情報の管理及び漏えい事故等があった場合の管理（連絡）体制が整っているか。 | １０点 |
| 業務の理解度 | 厚生労働省が示す「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の趣旨を踏まえ、その目的を正しく理解した企画内容となっているか。 | １０点 |
| 研修内容 | 研修内容は、ガイドラインに沿って質が確保されているか。 | １０点 |
| 講師 | 研修講師は、 専門知識を有する適切な人材が選定され、 質の高い研修が期待できるか。 | １０点 |
| ｅラーニングの実施方法 | あらゆる受講者が受講しやすい環境となっているか。  受講者の理解度や集中力の維持を高めることに努めているか。 | １０点 |
| 集合研修の実施方法 | 講義形式のほか、演習等をバランスよく組み合わせた研修になっており、研修受講者が主体的に知識や技能を習得できる研修内容となっているか。  新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じているか。 | １０点 |
| 費用積算根拠の妥当性 | 本業務実施にあたっての費用の積算根拠が明確に示されているか。また、所定の様式におおむね分類された内容で記載されており、提案事業に即した見積もり内容であるか。 | １０点 |